



危険な空き家の解体費用を助成します

○助成額 解体費の2分の1
○上限 木造50万円
木造以外100万円

助成を受けるには市から老朽空き家の認定を受ける必要があります。まずはお問い合わせください。

問 都市建築課 ☎53-38429

どうする、その空き家

人口減少や高齢化などで全国的に空き家の増加が問題となっています。

七尾市でも町を少し歩くと「空き家が多いな」と感じることはありませんか。全国で7〜8軒、七尾市では5〜6軒に1軒が空き家の状態です。すぐに居住できるものから、荒れ果てて倒壊の危険があるものまで、さまざまです。今後も増え続けると予想される「空き家」はどうすれば良いのでしょうか。

(出典：平成25年住宅・土地統計調査)



空き家 × 移住 × まちづくり

「空き家バンク」で空き家情報を発信

きちんと管理されない空き家は徐々に傷みが進み、崩れ、倒壊、害獣・害虫の温床になるなど、周辺住民に不安を与え、生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

そうなる前に、空き家になってすぐの家や、きちんと管理されて利用可能な空き家の情報を集約した「空き家バンク」という仕組みが、七尾市にあります。集約した情報はホームページに掲載し、賃貸や購入を希望する全国の人に発信しています。

空き家を売りたい、貸したいという人は、老朽化が進み価値がなくなる前に登録(無料)してみませんか。

放置されたままの空き家はどうなるの

平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法。所有者にはこれまで以上に空き家の適正な管理が求められています。

市には空き家を調査する新たな権限が与えられました。調査の結果、特に対策が必要な「特定空き家等」に認定されると、所有者には次のことが要求されます。

- 修繕や解体
- 固定資産税の特例対象からの除外(住宅などが建っている土地は更地と比べて、固定資産税が最大で6分の1に減額されています。この特例が受けられなくなります。)

専門家から見た空き家の現状と活用策

七尾市空き家バンク登録事業者代表 株式会社不動産イサオ 代表取締役 瀬口 功雄さん



動き出した空き家の所有者

「固定資産税の納税通知書に同封されている空き家バンクの案内を見て相談に来るお客さんも増えてきました」と空き家バンクが認知され、これまで中古物件市場に出てこなかった物件の相談が増え、空き家の掘り起しにつながっています。

空き家を必要としている移住希望者

近年、都会から地方へ移住したいという人が増えています。この好機に、人口減少に歯止めをかけようと七尾市は移住定住の促進に取り組み、移住者は年々増加しています。

豊かな自然の中で暮らしたい、ゆつくり子育てがしたい、農業を始めたいなど、移住する目的は人によってさまざまです。多くの移住者の悩みは「仕事」と「住まい」。特に「住まいは働く世代から退職後の世代まで多くの人が直面する悩みです。

夢の田舎暮らしを始めるために、古民家を探しているという問い合わせが多く寄せられますが、提供できる空き家が足りていません。年々空き家は増えているのに、移住者を受け入れるための空き家が不足しているのです。この問題を解決できれば空き家も減り、移住者が増える。まさに「二石二鳥」ではないでしょうか。

空き家は「大切な財産」上手に活用してほしい

「田舎独特の感覚だと思えますが、家を賃貸や売買に出すと、あの家は貧乏なんじゃないかと周囲に見られることを気にし過ぎていろいろな気がします」と話す瀬口さん。所有者や市民の皆さんへのアドバイスとして「お金を運用・投資するのと同じで、空き家も大切な『財産』。うまく活用しようとするのは決して悪いことではありません。周りの目を気にし過ぎることなく、お金と手間をかけて財産をうまく活用するという意識が広まってほしい」と話してくれました。

空き家を探しています

七尾市空き家バンクでは、空き家の情報発信を行い、市への移住・定住を応援しています。

☛ 空き家バンクに登録できる物件

- ・市内にあり、現在空き家になっている(または近く空き家になる予定)
- ・そのまま多少の修繕で居住できる
- ・居住を目的に建てられた一戸建て住宅
- ・空家の所有者様、その他の権利が明確で、売却、賃貸ができる

【登録できない物件の例】

- ・老朽化が著しい物件
- ・アパートやマンション、事務所や店舗

お問い合わせ先 七尾市移住定住促進連絡協議会(七尾市役所 本庁舎4階 ふるさと振興課内) 電話 (0767)53-1134
受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く) URL: www.city.niikawa.lg.jp

空き家バンクへの登録を呼びかけるチラシ(固定資産税の納税通知書に同封)